

令和5年度 あさぎり町議会第3回会議会議録（第6号）						
招集年月日	令和5年7月18日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年7月18日 午前10時00分			議長	森岡 勉
	散会	令和5年7月18日 午前10時23分			議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷 節雄	○	8	豊永 喜一	○
	2	岩本 恭典	○	9	山口 和幸	○
	3	難波 文美	○	10	永井 英治	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	皆越 てる子	○
	5	橋本 誠	○	12	小見田 和行	○
	6	小出 高明	○	13	溝口 峰男	○
	7			14	森岡 勉	○
議事録署名議員	12番 小見田 和行 13番 溝口 峰男					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 早川 幹					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口 俊朗	○			
	教育長	米良 隆夫	○			
	総務課長	山内 悟	○			
	教育課長	山口 宏子	○			
	上下水道課長	鬼塚 拓夫	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第6号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 議案第 1 1 号 須恵送水ポンプ場整備工事（第 2 期）請負契約の締結について
 - 日程第 3 議案第 1 2 号 川南浄水場砂洗機の買入れについて
 - 日程第 4 議案第 1 3 号 あさぎり中学校改修に係る学校備品の買入れについて
 - 日程第 5 報告第 1 2 号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 議案第 1 1 号 須恵送水ポンプ場整備工事（第 2 期）請負契約の締結について
 - 日程第 3 議案第 1 2 号 川南浄水場砂洗機の買入れについて
 - 日程第 4 議案第 1 3 号 あさぎり中学校改修に係る学校備品の買入れについて
 - 日程第 5 報告第 1 2 号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
-

午前 10 時 00 分 開 会

- 議会事務局長（山本 祐二君）** 御起立ください。礼。着席ください。
- ◎**議長（森岡 勉君）** ただいまの出席議員は 13 人です。定足数に達していますので、令和 5 年度あさぎり町議会第 3 回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。
- ◎**議長（森岡 勉君）** 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は会議規則第 1 2 4 条の規定によって、12 番小見田和行議員、13 番溝口峰男議員を指名します。
- ◎**議長（森岡 勉君）** 日程第 2、議案第 1 1 号、須恵送水ポンプ場整備工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（北口 俊朗君）** おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。議案第 1 1 号、須恵送水ポンプ場整備工事（第 2 期）請負契約の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。須恵送水ポンプ場整備工事（第 2 期）請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願ひいたします。
- ◎**議長（森岡 勉君）** 鬼塚上下水道課長。
- 上下水道課長（鬼塚 拓夫君）** はい。それでは、議案第 1 1 号、須恵送水ポンプ場整備工事、第 2 期請負契約の締結について御説明いたします。本件につきましては、入札を 7 月 5 日に実施しておりまして、落札業者と仮契約を締結しているところでございます。詳細につきましては、1、工事名、須恵送水ポンプ場整備工事第 2 期。2、工事内容、送水ポンプ場整備工事、電気、機械設備。3、工事場所、球磨郡あさぎり町須恵地内。4、契約金額、8,943 万円。5、契約の相手方、球磨郡あさぎり町上北 2 3 5 6 番地 4 2、有限会社皆越電機工業 取締役 皆越博文。6、契約の方法、指名競争入札でございます。この工事は、あさぎり町水道施設再編整備計画に基づき実施するもので、主な工事概要につきましては、昨年度の建築工事に引き続き、ポンプ場

内部の電気機械設備等外構工事となっております。工期につきましては、契約の日から令和6年3月末を予定しております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第3、議案第12号、川南浄水場砂洗機の買入れについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第12号、川南浄水場砂洗機の買入れについて提案いたします。提案理由を申し上げます。川南浄水場砂洗機の買入れについて、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、議案第12号、川南浄水場砂洗機の買入れについて御説明いたします。本件につきましては、入札を7月5日に実施しておりまして、落札業者と仮契約を締結しているところでございます。詳細につきましては、1、買入れ物件、川南浄水場に設置の可搬式砂洗機1台でございます。2、納入場所、あさぎり町上西の川南浄水場内となります。3、買入れ価格957万円でございます。4、契約の相手方、福岡市博多区吉塚1丁目27番17号、株式会社水機テクノス 福岡支店 支店長 宮崎龍一。5、契約の方法、指名競争入札となっております。納期限につきましては、令和6年3月末を予定しております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、皆越です。納期が令和6年の3月末ということですが、それまで30年の経過をしているということではございますが大丈夫ですかね。その辺とを確認してます。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。30年ほど経過しておりまして、今実際現在設置しております砂洗機につきましては、稼働出来ない状況となっておりますが、今までにストックしてある分といいますか、洗ってある砂がありますので、そちらのほうをうまく使いながら、また毎月ではございませんけれども、浄水場内の砂はぎとかは一応行っておりますので、足りないときには、しばらくそのまま砂を入れずにいきたいと思っております。ただ納期につきましては3月末というふうに説明いたしましたが、業者さんのほうにはできるだけ早い段階で、納品のほうをお願いしたいということではございますので、そちらのほうでですね、できるだけ早く運用できるようにしたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第4、議案第13号、あさぎり中学校改修に係る学校備品の買入れについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第13号、あさぎり中学校改修に係る学校備品の買入れについて提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり中学校改修に係る学校備品の買入れについて、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが提案を議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。あさぎり中学校改修に係る学校備品の買入れについて御説明いたします。買入れ物件は、1に記載のありますとおり、あさぎり中学校改修に係る学校備品となります。2ページを御覧ください。内訳としましては、主に特別教室棟のテーブル、椅子、作業台等になります。部屋の増設分や旧中学校からの持ち寄りで経年劣化が見られるために買入れるものです。2ページをお願いいたします。3、買入れ価格は445万1,480円。4、契約の相手方は、人吉鶴田町135番地の2、株式会社OAシステム岩本 代表取締役 中島尚子。5、契約の方法は指名競争入札です。令和5年7月5日に指名競争入札を行いました。納期限は令和6年2月29日を予定しております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5番橋本です。全協の折にですね、廃棄する処分、使えるやつはまた再度利用します、残りのやつは廃棄するとおっしゃってましたが、もし欲しい人がいらっしゃる場合ですね、払下げてということは考えられるのか、お聞きしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。廃棄します分につきましては、木の剥がれとかですね、ちょっと傾き、椅子の傾き等ございまして、ちょっと安全性が担保出来ませんので、今回は処分をさせていただきたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） はい。処分すればお金がもっとですから、例えばですね、使えるっていうのを見さしてもらってですね、区とかなんかではですね、部分的に使いたいっていう机とかそういうのもあるかと思いますが、そこはやっぱり考えていただいて、お金をかからんようにしていただければと思います。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。できるだけしっかり確認をいたしまして、再利用ができる

ものは再利用という方法も協議してまいりたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第5、報告第12号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第12号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、報告第12号について説明させていただきます。2ページを御覧ください。専決第11号、専決処分の根拠につきましては省略をさせていただきます。和解及び損害賠償の額を定めることについて。次に掲げる日、及び場所で発生した事故に関し、和解の相手方とあさぎり町との間に、次のとおり損害賠償の額を決定し和解することとする。1、事故の概要につきましては、別添説明資料にて説明をさせていただきます。2の相手方につきましては、下記に記載のとおりとなっております。4ページをお願いします。説明資料になります。1、事故発生施設、あさぎり町岡原緊急時井戸となります。2、事故の発生状況、令和4年9月の台風第14号により、岡原第1浄水場並びに岡原第2浄水場の両浄水場施設が被災し、岡原地区全域の断水が発生。緊急時井戸の運用を開始し水道を配水。部品への砂混入による故障と判定されたものでございます。3、事故の原因は、長期にわたって緊急時井戸を使用したことによることと、取水出力が、ポンプ能力の最大にて運転したことにより、砂を含んだ水が配水され部品に砂が混入し、故障をさせたものです。4、損害賠償額につきましては、番号1、こちら給湯器の修理額1万4,300円。番号2、ボイラーとトイレの修理額2万5,400円。番号3、電気温水器の修理額4万2,691円。番号4、こちら電気温水器の修理額3万8,720円でございます。5の事故の責任割合につきましては、町が100%でございます。6、損害賠償金の補填は、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により全額補填されるものです。7、和解事項、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を成立させることとします。5ページをお願いします。8、町の対策、事故発生当時につきましては、消火栓から排水し、砂の除去を行いました。今後、緊急時の使用の際は、砂除去機を設置し、排水ドレン管から十分に排水し、砂除去を行うこととします。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第12号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告については異議ありませんか。失礼しました、質疑ありませんか。12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 1番最後にあります町の対策についてお伺いしたいと思います。今回のですね、こういう豪雨とか台風の場合に災害の井戸を使って、おかげで断水を免れて

ですね生活に支障は与えられておりませんので、担当課におかれまして大変感謝申し上げますとございますけど、こういう災害が起きた場合の対応としてドレンからそういうふうに排水はされておりますけどこういう結果が出ております。今後砂除去機を設置された場合に、どれぐらいその日数、除去、除去する、ドレンをする日数が縮まるものか、すぐ災害に対応できるような装置となりうるものかその辺についての見解を伺いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。今回の損害賠償につきましては砂が混入したということで、その際もですね約2日間、一応ドレンから排水をして砂の除去を行った上で、職員の目視確認によりまして砂がもう出ないだろうというところまで確認したところで配水をしたんですが、やはりどうしても取りきれない部分っていうのがあったんだろうというふうに考えますが、令和4年の年度末にこの緊急用井戸のほうから本管に直接つなぐ配管を設置しております。その後ですね、令和5年度に入りましてから、この砂除去装置というものを井戸の横に設置しております。実際、その砂の除去に関してですね今まで排水ドレン管しか考えておりませんでした、その砂除去装置を通すことで、100%ではないとは思いますが、ある程度の大きな砂につきましてはですね、除去ができるというふうに考えております。それを通した上で、排水ドレンからですね、今までどおり砂の除去を最低でも2日でできれば1週間ぐらいですね、排出させたところで各家庭に配水をしていければというふうに考えております。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 過去14年の台風の時ちょっと近くで見えていたんですけど、ドレンがそんなに長くはかかってなかったような感じがして、割と早く水を排出していただいたっていう記憶があるんですけど、1週間で今おっしゃいましたけど、そんなにかかるんでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。去年の台風14号の際にはですね約2日断水してたっていうこともありまして、できれば本当は1週間程度排水したほうが間違いはないと思うんですが、どうしてもやっぱり水の配水ですね、そちらのほうを急いだところもありまして、2日間ほどで、排出をしたところでございます。何といいますか緊急時がですね、断水がもうはっきりこの日から断水になりますよっていうのが分かればですね、それに合わせて1週間前ぐらい前からドレンから排水をするんですが、今回の場合は今回といいますか去年の台風の場合につきましては、恐らく浄水場がもう被災するのではなかろうかということで、確か19日に台風が来たかと思うんですが、もうその日から一応ドレンについてはあけて、できるだけ長い期間配水をするということで対応しております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他整理を議長に委任することに決定いたしました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和5年度あさぎり町議

会第3回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午前10時23分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年8月30日

議 長 森岡 勉

署名議員 小見田 和行

署名議員 溝口 峰男